

小樽市エコショップ認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化、資源化及び再生利用並びに省エネルギーの推進（以下「ごみの減量化等」という。）に積極的に取り組んでいる小樽市内の店舗を、エコショップ（環境にやさしい店をいう。以下同じ。）として認定し、広く市民に周知することにより、環境保全の意識の高揚を図ることを目的とする。

(認定基準)

第2条 エコショップの認定の対象となる店舗は、小樽市内においてごみの減量化等に積極的に取り組んでいる店舗で、次に掲げる事項のうち、第1号に掲げる事項を実践し、かつ、第2号から第12号までに掲げる事項のうち3項目以上実践しているものとする。

- (1) 買物袋又は買物かごの持参を呼び掛けるなど、レジ袋の削減に努めていること。
- (2) 包装紙の簡素化又は無包装化の推進に努めていること。
- (3) 食品トレイ、袋、箱その他の使い捨て容器を使わずに商品を販売するなど、容器包装の削減に努めていること。
- (4) ビールびん、一升びん、牛乳びんその他のリターナブル容器を使用した商品の販売に努めていること。
- (5) 詰め替え可能な商品の販売に努めていること。
- (6) 財団法人日本環境協会の認定するエコマーク表示品又は財団法人古紙再生促進センターの認定するグリーンマーク表示商品その他の再生品の販売に努めていること。
- (7) トレイ、袋、箱、包装紙その他販売する商品の容器包装に再生品を使用するよう努めていること。
- (8) 広告用チラシ、事務用紙等に再生紙を積極的に使用していること。
- (9) 資源物を店頭で回収していること。
- (10) 生ごみのたい肥化等によるごみの減量及びリサイクルに関する取組に努めていること。
- (11) 節電、燃料使用量の削減等による省エネルギーの推進に努めていること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、環境に配慮した取組を行っていること。

(認定)

第3条 エコショップの認定を受けようとする者は、エコショップ認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、市長が別に定める消費者団体（以下単に「消費者団体」という。）の意見を聴いて、エコショップの認定の審査を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、消費者団体と協働で訪問による審査を行うことができる。

3 市長は、前項の審査の結果、エコショップの認定をしたときは、エコショップ認定証（様式第2号）及びエコショップ認定標章（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

4 市長は、エコショップの認定を受けた店舗（以下「認定店」という。）を、小樽市の広報誌、ホームページ等により市民に周知するものとする。

（レジ袋の無料配布の中止）

第4条 エコショップの認定を受けている者で、第2条第1号に規定する取組としてレジ袋の無料配布を中止しようとするものは、レジ袋無料配布中止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をした店舗を、小樽市の広報誌、ホームページ等により市民に周知するものとする。

（認定の取消し）

第5条 市長は、認定店が第2条に規定するエコショップの認定基準に適合しなくなったと認められる場合には、消費者団体の意見を聴いて、エコショップの認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定によりエコショップの認定を取り消したときは、エコショップ認定取消し通知書（様式第5号）によりその旨を当該認定の取消しを受けた者に通知するものとする。

（認定標章の掲示）

第6条 エコショップ認定標章は、消費者の目に付きやすい場所に掲示しなければならない。

（報告及び調査）

第7条 エコショップの認定を受けた者は、年1回、ごみの減量化等の実施状況についてエコショップ活動報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。

2 市長及び消費者団体は、必要があると認めるときは、認定店におけるごみの減量化等の実施状況について調査することができる。

（普及啓発等）

第8条 市長及び消費者団体は、相互に連携してエコショップの認定制度の普及啓発を行うとともに、認定店の利用の促進に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

エコショップ認定申請書

小樽市長 様

申請者

住所

氏名 印

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

小樽市エコショップ認定制度実施要綱第3条第1項の規定により、エコショップの認定を受けたいので、次のとおり申請します。

<p>(1)の①～⑦の中で該当する項目に○を付ける。</p>	<p>(1) 買物袋又は買物かごの持参を呼び掛けるなど、レジ袋の削減に努めていること。</p> <p>① 店内放送、ポスター掲示などで、買物袋又は買物かごの持参を呼び掛けている。</p> <p>② 購入物品を手渡す際に、レジ袋の要・不要を確認している。</p> <p>③ レジ袋削減用ポイントカードを発行している。</p> <p>④ レジ袋を断ると買物ポイントカードに加算される。</p> <p>⑤ マイバッグを無料で提供している。</p> <p>⑥ レジ袋の無料配布を中止している（ 年 月 日中止）。</p> <p>⑦ その他（具体的に記載すること。） （)</p>
--------------------------------	--

<p>(2)～(12)の中で実施している項目に○を付ける。</p>	<p>(2) 包装紙の簡素化又は無包装化の推進に努めていること。</p> <p>(3) 食品トレイ、袋、箱その他の使い捨て容器を使わずに商品を販売するなど、容器包装の削減に努めていること。</p> <p>(4) ビールびん、一升びん、牛乳びんその他のリターナブル容器を使用した商品の販売に努めていること。</p> <p>(5) 詰め替え可能な商品の販売に努めていること。</p> <p>(6) 財団法人日本環境協会の認定するエコマーク表示品又は財団法人古紙再生促進センターの認定するグリーンマーク表示商品その他の再生品の販売に努めていること。</p> <p>(7) トレイ、袋、箱、包装紙その他販売する商品の容器包装に再生品を使用するよう努めていること。</p> <p>(8) 広告用チラシ、事務用紙等に再生紙を積極的に使用していること。</p> <p>(9) 資源物を店頭で回収していること。</p> <p>(10) 生ごみのたい肥化等によるごみの減量及びリサイクルに関する取組に努めていること。</p> <p>(11) 節電、燃料使用量の削減等による省エネルギーの推進に努めていること。</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、環境に配慮した取組を行っていること。</p>			
店舗名				
店舗の所在地				
業 種				
電話・FAX	電話番号		FAX 番号	
担当者職氏名				
備 考				

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

エコショップ認定証

住 所

氏 名 様

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

小樽市長

印

小樽市エコショップ認定制度実施要綱第3条第1項の規定により
年 月 日付け（申請番号 第 号）で申請のあつたエコショップ
の認定について、次のとおり認定します。

1 認定店舗

2 認定番号 第 号

3 その他

様式第3号（第3条関係）

エコショップ認定標章



- 注（1）規格は、円形で直径20センチメートルとする。
- （2）認定標章の外周の地色は緑色とし、内周は白色とする。
- （3）文字の色は、「環境にやさしい店」は黄色とし、「小樽市」は白抜きとする。
- （4）内周の図柄の色は、緑色とする。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

レジ袋無料配布中止届出書

小樽市長 様

届出者

住所

氏名 印

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

小樽市エコショップ認定制度実施要綱第2条第1号に規定する取組として、レジ袋の無料配布を中止するので、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 中止店舗
- 2 中止年月日
- 3 その他（買物袋持参率の目標、レジ袋収益金の還元、これらの公表など）

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

エコショップ認定取消し通知書

住 所

氏 名 様

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

小樽市長 印

年 月 日付けで行った認定番号 第 号のエコショップの認定は、小樽市エコショップ認定制度実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

1 取消しの理由

2 取消し日 年 月 日

3 その他

年 月 日

エコショップ活動報告書

小樽市長 中松義治様

報告者
住所

氏名

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

小樽市エコショップ認定制度実施要綱第7条第1項の規定により、エコショップの活動について次のとおり報告します。

<p>(1)の①～⑦の中で実施している項目に○を付ける。</p>	<p>(1) 買物袋又は買物かごの持参を呼び掛けるなど、レジ袋の削減に努めている。</p> <p>① 店内放送、ポスター掲示などで、買物袋又は買物かごの持参を呼び掛けている。</p> <p>② 購入物品を手渡す際に、レジ袋の要・不要を確認している。</p> <p>③ レジ袋削減用ポイントカードを発行している。</p> <p>④ レジ袋を断ると買物ポイントカードに加算される。</p> <p>⑤ マイバッグを無料で提供している。</p> <p>⑥ レジ袋の無料配布を中止している。</p> <p>⑦ その他(具体的に記載すること。)</p> <p>()</p>
----------------------------------	---

<p>(2)～(12)の中で実施している項目に○を付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (2) 包装紙の簡素化又は無包装化の推進に努めている。 (3) 食品トレイ、袋、箱その他の使い捨て容器を使わずに商品を販売するなど、容器包装の削減に努めている。 (4) ビールびん、一升びん、牛乳びんその他のリターナブル容器を使用した商品の販売に努めている。 (5) 詰め替え可能な商品の販売に努めている。 (6) 財団法人日本環境協会の認定するエコマーク表示品又は財団法人古紙再生促進センターの認定するグリーンマーク表示商品その他の再生品の販売に努めている。 (7) トレイ、袋、箱、包装紙その他販売する商品の容器包装に再生品を使用するよう努めている。 (8) 広告用チラシ、事務用紙等に再生紙を積極的に使用していること。 (9) 資源物を店頭で回収している。 (10) 生ごみのたい肥化等によるごみの減量及びリサイクルに関する取組に努めている。 (11) 節電、燃料使用量の削減等による省エネルギーの推進に努めている。 (12) 前各号に掲げるもののほか、環境に配慮した取組を行っている。
<p>その他、ごみ減量等に向けて実施していることがあればご記入ください。</p>	
<p>エコショップとしての感想があればご記入ください</p>	